

第3回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「第3回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、出席を賜りまことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の青野でございます。よろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせしましたが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず一番上に、資料の目録がございます。その下に、議事次第、名簿、座席表、会議規約ということがございます。その下に、さらに資料1、資料2、資料3ということがございます。あと参考資料として、机上でございますけれども、ファイル綴じになっております過去の第1回、第2回の県会議の資料、及び第1回から4回までの有識者会議の資料をそれぞれ置かせていただいているところでございます。

不足等がございましたら、事務局のほうにお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の佐藤より、御挨拶申し上げます。

○河川部長

本日は、お忙しい中、第3回目ですけれども、「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」のほうに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

小貝川につきましては、平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められましたけれども、これを踏まえまして、今回、今後20年から30年の具体的な河川整備の内容を定める河川整備計画を定めるというところで検討させていただいているところでございます。

この流域につきましては、上流側が栃木県、下流側は茨城県という形で、両県にまたがりますので、広域的な治水バランスを含め、広域的な調整が必要ということで、この県会議のほうを置かせていただいているところであります。

河川整備計画の手續といたしましては、河川法第16条の2の第5項に基づく関係都道府県知事の意見聴取というのがございますけれども、この意見聴取に先立ちまして、関東地方整備局計画の策定主体である関東地方整備局と両県との相互理解を深めつつ、検討の内容について認識を深めるという意味をもちまして、この会議のほうを平成27年12月に、鬼怒川の河川整備計画の策定に際しまして設置をさせていただいておりますけれども、引き続き、小貝川につきましても、この場を通じて調整を進めさせていただきたいと考えてございます。

本日は、小貝川の河川整備計画に係るこれまでの主な経緯をおさらいさせていただきつつ、当面の進み方についてお示しいたしますので、御議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それでは、申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

なお、取材及び一般傍聴につきましては、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、まず議事次第の3番「これまでの主な経緯」から、5番の「当面の進め方について」までを一括して説明してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

3. これまでの主な経緯について

○河川計画課長

関東地方整備局河川計画課長の池田でございます。本日、皆様のお手元にお配りしている資料の1から3まで一通り説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、これまでの主な経緯について説明をさせていただきます。A4横の資料の1、これまでの主な経緯と左上に書かれた資料を御用意ください。上から順に時系列でこれまでの経緯を示したものになってございます。

まず、平成18年2月に、利根川水系河川整備基本方針の決定・公表を受けまして、各河川整備計画の策定に向けて、利根川水系では本支川を大きく六つの区間に分けて検討に着手してございます。

関東地方整備局長が、河川整備計画を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項に基づく学識経験を有する者の意見を聞く場として六つの区間を五つのブロックにして有識者会議を設置してございます。

小貝川ブロックでは、平成18年12月に、2回にわたりまして、小貝川有識者会議を開催しております。この中で、小貝川河川整備計画に記載すべき事項（案）などをお示ししてございます。

その後、小貝川河川整備計画に記載すべき事項（案）に関しまして、関係する住民からの意見聴取として、メールやはがきなどによる意見募集を実施してございます。あわせて、常総市、筑西市、宇都宮市の会場で公聴会も実施してございます。

さらに、関係県からの意見として、関係市町村長からの意見もいただいております。お聞きした意見を利根川水系のブロック合同有識者会議として、平成19年と平成20年の2回にわたり開催し、報告をしております。

なお、全ての御意見とそれに対する河川管理者の見解については、平成20年5月に関東地方整備局のホームページで公開してございます。

本日の卓上にも先ほど司会の河川調査官のほうから御案内させていただきましたように、こちらのファイリングにもしてございます。

資料の1でございますが、平成20年以降、時間が経過してございますけれども、これまでの間に利根川、江戸川の河川整備計画の策定作業を進め、平成25年5月に決定をしてございます。この計画策定に先行しまして、利根川の基本高水の検証、あるいは八ッ場ダム建設事業の検証にかかわる検討等をこれまでに実施しているところでございます。

その後、各支川の河川整備計画の策定に着手し、平成27年度には、前回の会議で議論していただきました、鬼怒川の河川整備計画を策定いたしました。

同じく、利根川の支川になります霞ヶ浦、渡良瀬川についても、順次、河川整備計画を策定しており、今回、小貝川の河川整備計画の策定を進めていくということとしてございます。

資料の1、これまでの主な経緯についての説明は以上でございまして。

4. 小貝川の現状と課題について

○河川計画課長

続きまして、資料の2、小貝川の現状と課題について御説明をさせていただきます。

資料の2をお手元に御用意ください。

めくっていただきまして、右下にページ番号を記載してございますが、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は、今回策定する小貝川河川整備計画の計画対象区間を示してございます。小貝川河川整備計画の起点としましては、JR常磐線の小貝川橋梁としており、利根川本川の合流点から7kmの地点となります。

本川合流点から小貝川橋梁までの区間につきましては、利根川・江戸川河川整備計画の計画対象区間に含まれてございますので、小貝川の河川整備計画では計画対象区間からは外れてございます。

小貝川河川整備計画の上端の終点としましては、78.1kmの田野橋上流付近でございます。支川としましては、大谷川が小貝川との合流点から3.7kmの野殿橋付近でございます。

五行川は、大臣管理区間がございませんので、計画の対象となってございません。

次に、2ページ目をご覧ください。

2ページ目は、小貝川の流域の概要を示してございます。小貝川は、栃木県那須烏山市の小貝ヶ池に源を発し、栃木県と茨城県を流れ、利根町で利根川本川に合流する流域面積1,043km²、幹川流路延長111.8kmの河川でございます。

上・中流部は、筑西市やつくば市などの市街地、下流部は守谷市などの市街地が広がっており、TX（つくばエクスプレス）などの整備もあって、市街化が進展してございます。

河床勾配は、母子島遊水地がある53km付近を境に勾配が変化して緩くなってございます。

土地利用は、農地が約46%と半分を占めてございます。

次に、3ページ目をご覧ください。

3ページ目は、氾濫域の概要を示してございます。このお示ししている図でございますが、平成28年8月に指定・公表しました、想定最大規模の雨が降った場合に、想定される洪水浸水想定区域図を示したものでございます。

氾濫が発生した場合、上流部では、小貝川に沿って流下する流下の形態を示してございますが、中・下流部では、部分的に低平地の市街地が閉鎖型の氾濫形態となってございます。浸水深が深くなる傾向です。

氾濫が発生した場合に、想定される被害額としましては、下流部の右岸のR8というブロックで約7,500億円の被害額となります。

次に、4ページ目をご覧ください。

4ページ目は、自然環境の概要を示してございます。小貝川には多種多様な動植物が生息してございます。堰の上流で非かんがい期になると湿地が出現し、環境省絶滅危惧Ⅱ類のキタミソウやシムラニンジンなど、湿地特有の植物などが生育してございます。また、雑木林では、国鳥のオオムラサキも生息しております。

5ページ目をご覧ください。

5ページ目は、河川空間の利用の概要を示してございます。右下のグラフは、平成26年度に調査をしました、小貝川における年間の河川利用状況の割合を示したものです。グラフをご覧くださいと、散策利用が全体の3分の2を示している状況でございます。

小貝川では、小貝川ふれあい公園や母子島遊水地を利用した「ダイヤモンド筑波」など、年間を通じて多彩なレクリエーションの場としても利用されてございます。

6ページ目をご覧ください。

6 ページ目は、水質や水利用の状況を示してございます。右上のグラフは、小貝川で測定している6地点における水質の経年変化を示したものでございますが、基準値を超過している年もみられますが、概ね環境基準を満足しております。

右下のグラフは、小貝川における河川水の利用状況を示したもので、農業用水の利用が98%と、そのほとんどを占めてございます。

次に、7 ページ目をご覧ください。

7 ページ目は、流域の史跡・名勝・天然記念物を示しております。五行川で夏に行われている大神輿川渡御（おおみこしかわとぎょ）は、県外からも多数の参加者が訪れるなど、代表的な行事となっております。また、常総市は、坂東武者である平将門の発祥地としても全国にその名が知られており、将門公にゆかりのある遺跡が多く散在してございます。

次に、8 ページ目をご覧ください。

8 ページ目は、主な洪水とこれまでの治水対策を示してございます。明治、大正の時代から洪水による被害が頻発していたことから、昭和8年に小貝川改修計画を策定し、直轄事業として小貝川の改修工事に着手をしてございます。その後、昭和40年に黒子地点の基本高水ピーク流量を $850\text{m}^3/\text{s}$ とする工事实施基本計画を策定しました。その後、昭和55年には、基本高水ピーク流量を $1,300\text{m}^3/\text{s}$ に改定しましたが、昭和61年8月には、2カ所で堤防決壊するなど、流域全体で甚大な被害が発生したため、昭和62年に、基本高水ピーク流量を $1,950\text{m}^3/\text{s}$ とする改定を行いました。平成18年2月には、これを踏襲する利根川水系河川整備基本方針を策定しました。

9 ページ目をご覧ください。

9 ページ目は、近年の主な治水対策を示しております。昭和61年水害を契機としまして、平成3年度にかけて、激特事業により築堤や河道掘削、母子島遊水地の建設を行いました。また、昭和63年度から平成8年度にかけての特緊事業により川又地区の引堤や岡堰の改築などを実施してございます。その後、平成11年8月洪水を踏まえまして、復緊事業や特構事業による水戸線橋梁の架け替えなどを実施してきました。現在も引き続き築堤や河道掘削を進めてきてございます。

10 ページ目をご覧ください。

10 ページ目は、平成18年に策定しました利根川水系河川整備基本方針の概要を示しております。基本方針は、昭和61年8月洪水の実績雨量を目標としまして、利根川への負担を極力抑えながら、小貝川の治水安全度の確実な向上を図るため、洪水調節施設について検

討・整備するとともに、上下流バランスや河道と洪水調節の整備状況を踏まえて堤防整備や河道掘削などを実施することとしてございます。

11ページ目をご覧ください。

11ページからは、治水の現状と課題を示しており、11ページ目については、小貝川の現状と課題として堤防の整備状況を示してございます。小貝川の堤防整備でございますが、平成30年3月現在、約7割の堤防が完成してございますが、まだ整備が必要な箇所が残っております。

その下の12ページ目、ご覧ください。

12ページ目は、河道掘削と樹木伐採の必要性を示したものでございます。小貝川の中流部では、五行川や大谷川の合流直後に勾配が変化し、緩くなる箇所では洪水時に水位が上昇しやすくなってございます。低水路幅が狭く、かつ河道内に樹木があるため、流下能力が不足しており、近年平成11年7月洪水時には、中流部の40km付近から50km付近でH. W. L. (計画高水位) を超過してございます。

13ページ目をご覧ください。

13ページ目は、洪水調節施設の現在の整備状況を示してございます。小貝川は山地が少なく大部分が平地という流域の特性がございますので、小貝川の整備では、利根川本川の計画高水流量に影響を与えないようにするため、遊水地による洪水調節が重要となっております。小貝川中流部にある母子島遊水地は、昭和61年8月洪水を受けて激特事業の一環として整備が行われてございます。

基本方針では、黒子地点の基本高水ピーク流量 $1,950\text{m}^3/\text{s}$ のうち、流域内の洪水調節施設により $650\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとなっておりますが、現在整備済みの洪水調節施設は、母子島遊水地のみとなっております。

次に、14ページ目をご覧ください。

14ページ目は、水防災意識社会再構築ビジョンの概要を示してございます。国土交通省では、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえ、洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村109水系、730市町村において平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組をスタートしてございます。

「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」としては、浸透に対する安全性の確保のための対策や流下能力対策など、「危機管理型ハード対策」としては、決壊までの時間を少しでも引き延

ばすよう、堤防構造を工夫する対策などを重点的に実施するものです。

また、ソフト面では、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、重点的にこれを実施するものでございます。

めくって、15ページ目でございますが、こちらは、小貝川における減災対策協議会の概要を示してございます。先ほどの「水防災意識社会 再構築ビジョン」を実現させるべく、関係市町、県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード・ソフトを一体的・計画的に推進するため、鬼怒川・小貝川においても大規模氾濫に関する減災対策協議会を設立してございます。

この協議会における取組方針としましては、鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」、この二つを目指すという目標を掲げて、その目標達成に向けて洪水を河川内で安全に流すハード対策に加えて鬼怒川・小貝川において、ここに示します三本柱の取組を進めていくというふうにしてございます。

その下の16ページ目でございますが、ハード・ソフトそれぞれの取組事例の紹介事例ですが、ここでは四つの事例について取り上げてございます。

一つ目の事例、左上でございますが、ハード対策として避難行動などに資する基盤等の整備に関する事例です。各自治体の避難行動、水防活動を支援するための危機管理型水位計や量水標、CCTVカメラなどを設置してございます。現在、小貝川においては、危機管理型水位計は、20基設置され、避難行動や水防活動の支援に活用されていることとしてございます。

二つ目の事例ですが、ソフト対策として市町の職員、消防団、地域の住民の皆様との共同点検でございます。水防災意識の共有・再確認を図るために、この鬼怒川・小貝川に接する全19市町と連携し、各河川の現地におきまして、共同点検という形で点検を行うというものでございます。具体的には、重要水防箇所や危険箇所の共有、備蓄資材の配置状況、いざというときに活用する川の防災情報などの紹介を行ってございます。

三つ目の事例は、左下になりますが、逃げキッドを活用したマイ・タイムライン作成講座に関する事例です。「逃げ遅れゼロ」の目標達成に向けまして、住民一人一人が自分自身に合った避難に必要な情報、判断、行動を把握し、いわば自分の逃げ方を手に入れることを目的としたマイ・タイムラインの作成を進めてございます。小・中学生においてもマイ・タイムラインを検討できるように、逃げキッドという教材を開発し、随時、作成講座などを実施してきてございます。

四つ目の事例、右下ですが、緊急排水計画（案）の作成です。関東・東北豪雨時にも浸水が解消されるまでに10日を要しており、早急な排水に着手できるようにすることが早期復旧には欠かせません。そこで、氾濫ブロックごとに、初動対応に重点を置きまして、排水ポンプ車の待機場所、配置場所、進入ルートをあらかじめ設定した緊急排水計画（案）を作成することで、緊急時の早急な対応を可能とする検討をしております。

次のページ、17ページ目でございますが、先ほどから説明している水防災意識社会の再構築という取組がスタートしてきている中で、近年、平成28年8月に、北海道・東北地方を襲った一連の台風や、一昨年7月の九州北部豪雨、昨年の7月の西日本豪雨など水災害が頻発化、激甚化している状況でございます。これを踏まえまして、社会資本整備審議会に対して、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」について諮問を行い、水災害対策検討小委員会において議論をしていただくこととなっております。

そして、その下の18ページ目には、検討小委員会での議論の結果を踏まえて、大規模広域豪雨に対する対応としまして、基本的な考え方が示されているとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示する答申が取りまとめられてございます。

次に、この19ページ目は、本当に最近でございますけれども、この1月29日に水防災意識社会の再構築に向けた取組をさらに充実、加速するために、2020年度を目途に取り組むべき緊急行動計画の改定がなされてございます。今回の小貝川の河川整備計画におきましても、こういった防災並びに減災の取組に関しましても検討を進めていくというところでございます。

次に、20ページ目をご覧ください。

20ページ目は、利水の現状と課題を示してございます。小貝川の水利用の面では、先ほど説明させていただきましたように、農業利用が利用の大半を占めている中で、下の写真にありますように、取水堰の下流などにおいて流量が少ない区間があり、過去には瀬切れが発生してございます。

現状と課題、続きまして、21ページ目をご覧ください。

自然環境に関する内容を示してございますが、主に樹林環境に関する内容をここでは示してございます。横根の森では、国蝶のオオムラサキの貴重な生息地となっております。成虫が樹液を吸うクヌギや、幼虫が食べるエノキが多く生育してございまして、オオムラサキの生息に適しているという環境でございます。

次に、22ページ目をご覧ください。

22ページ目は、ヨシ群落に関する内容を示してございます。ヨシ群落はこの小貝川におきまして、オギ群落に次いで2番目に面積が大きいことが確認されてございます。全川に分布してございまして、主に水際に生息し、魚類の稚魚などの生息場やオオヨシキリなどの繁殖場となるほか、多くの底生動物の生息場としても利用されている状況です。ヨシ群落の面積でございしますが、年によっては増減が見られますが、小貝川全体としましては、平成14年度以降、100haから200ha程度で維持されていると考えられます。

次に、めくっていただきまして、23ページ目をご覧ください。

23ページ目は、キタミソウ群落に関する内容を示しております。小貝川では、主に福岡堰の上流に非かんがい期に出現する泥干潟においてキタミソウ群落がまとまって形成されている状況が確認されています。局所的な分布で面積も小さく、年による面積の増減も見られている状況ですが、平成14年以降、同じ範囲で継続的に確認がされています。周辺には外来植物のオオオナモミ群落が広く分布しております。キタミソウ群落はオオオナモミが生育し難い泥干潟上の窪地に形成されるという傾向が見られてございます。

次に、その下の24ページ目でございますが、小貝川における動植物の確認種数の変遷に関する内容を示してございます。これら全て河川水辺の国勢調査の経年的な調査結果から整理したものでございますが、重要種の確認種数では、鳥類を除いて大きな変化は見られず、鳥類の変化は調査方法の変更による影響が考えられます。外来種の確認種数では、植物で増加傾向が見られています。

次に、25ページ目、ご覧ください。

こちらは、先ほど来の河川水辺の国勢調査における小貝川の重要種のリストを示した表となっております。この重要種のうち、環境省レッドリスト2015で絶滅危惧Ⅰ類に該当する種としましては、魚類ではニホンウナギ、植物ではアゼオトギリ、ヒメアマナ、鳥類ではシラコバト、陸上昆虫類ではシジミガムシが該当してございます。

26ページ目をご覧ください。

26ページ目は、上下流の連続性に関する現状を評価した資料となります。小貝川では、かんがい期に豊田堰、岡堰、福岡堰などの主要な堰が湛水するため、この時期に遡上・降下する魚類などの移動連続性が分断されます。非かんがい期には主要な堰が通水しますので、上下流の連続性が確保され、秋にサケが産卵のために遡上が可能となるという状況でございます。小貝川におけるサケの遡上限界としましては、58.4km付近の徳持堰までとなっており、その下流で合流する五行川に遡上している状況も確認されてございます。ま

た、その五行川では市民団体による稚魚放流の活動が毎年実施されてございます。

めくっていただきまして27ページ目をご覧ください。

こちらは現状と課題、河川利用と地域連携の関係でございまして。小貝川は高水敷が狭く、施設の整備に限られており、その大半は自然的利用区域となっております。このため、小貝川は限られた範囲で小貝川ふれあい公園やフラワーベルトなどの景観的要素やサイクリングロードの整備を行ってきてございまして、散策などの利用者は他の利用形態と比較して特に多くなっております。関係自治体の皆様におかれましては、鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議を通じまして、河川空間と水環境についての意見を交換し、適正な保全と利用を図るとともに、両川を介した地域の交流を促進することによって、流域の好ましい地域づくりを進めていってございます。

また、かわまちづくりでは、下妻市さんと常総市さんと連携して、河川管理用通路の整備によるサイクリングロードへの活用、リバースポットの基盤整備などを進めております。関係県の皆様には、引き続き連携のほどよろしく願いいたします。

そして、最後に28ページ目でございますが、今後取り組むべき課題としまして、顕在化する気候変動の影響や今後の予測に関する資料となっております。

ここに示しました内容は、昨年11月30日に開催されました水災害対策検討小委員会より抜粋した資料となっております。既に世界の平均気温は、産業革命前と比べて約1度上昇し、一昨年7月の九州北部豪雨や昨年7月の西日本豪雨など、豪雨の頻発化、激甚化も国内に見られている状況でございます。

以上で小貝川の現状と課題についての説明は以上でございまして。

5. 当面の進め方について

○河川計画課長

次に、資料の3、A4縦の当面の進め方の資料についての御説明でございます。

資料3の当面の進め方でございますが、既に日程を連絡させていただいておりますが、2月22日に第8回鬼怒川・小貝川有識者会議を開催し、本日この会議でお示しをさせていただきました、これまでの主な経緯や小貝川の現状と課題などに関しまして、有識者の委員の方より御意見をお聞きしたいと思います。

資料1から資料3の説明について、以上でございます。

○河川調査官

はい、ありがとうございました。

我々のほうで準備した資料は、以上となります。

それでは、お示しした内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただき、所属とお名前を言っていただいた後に御発言いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、茨城県さんよろしく願いいたします。

○茨城県河川課長

茨城県の河川課長の小林でございます。

御説明をいただきまして、ありがとうございます。

河川整備計画につきまして御意見を述べさせていただく前に、少しお礼を述べさせていただきたいと思っております。資料の15ページ、16ページ、こちらに減災対策協議会の今までのいきさつ等を書いていただいておりますけれども、鬼怒川・小貝川の下流域、こちらの減災対策協議会につきましては、本当に、先進的な取組としまして、私どもが県管理河川の減災対策協議会を行うに当たりまして、大変参考にさせていただいておりますので、こちらの下流域の協議会につきましても、引き続き、いろいろ御支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、河川整備計画のことについてでございます。小貝川につきましては、資料にございますとおり、昭和56年8月と昭和61年8月の洪水で甚大な被害が発生いたしました。先ほど御説明にもありましたけれども、特に中・下流域におきましては、大変資産が集中しているということでございまして、一旦氾濫が発生した場合におきましては、大きな被害が生じるということが想定されます。こうした水害を繰り返さないということのためにも、一刻も早く河川整備計画を策定いただきまして、計画的な河川整備をお願いいたします。

この河川整備計画を策定するに当たりましては、地元の市町村や地元の意見をこれまでもいただいているというところではございますけれども、今後も策定に当たりましては、そういった意見を聞く場というものを確保いただきまして、出された意見を踏まえて整備計画を策定していただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

○栃木県県土整備部次長

栃木県県土整備部次長の森戸でございます。

本日は、整備計画につきまして、御説明いただきまして、誠にありがとうございました。

特に、これまでの主な経緯につきましては、特に意見等はございません。小貝川の河川整備計画の現状と課題についてでございますが、栃木県の小貝川におきましては、近年では、大きな災害等は発生しておりませんが、過去に平成11年の頃には、うちのほうの補助区間のところがかなり大きな水害が起きまして、復繁事業とか、助成事業とかを導入した経緯がございます。

近年、全国で頻発しております災害をみますと、またこのような災害がいつ来るかわからないという状況にあると思いますので、ぜひ本県といたしましても、直轄管理区間の河川整備を進めていただきたいというふうに考えてございます。

また、私どもの直轄区間につきまして、あまり距離的にはございませんが、真岡市内におきまして無堤の区間がありまして、今回の整備計画策定におきましては、保全対象を守るための対策をぜひ検討していただきたいと思っております。

また最後に、当面の進め方でございますが、この整備計画を早期に策定されるよう、我が県といたしましても協力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○河川調査官

はい、ありがとうございました。

今ほど両県のほうから御意見をいただきましたので、私のほうから若干、御意見についてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの経緯とか、あと今後の進め方についてのお話があったかと思っております。整備計画につきましては、本日の関係の県会議を含めまして、今後予定されている有識者会議等でございます。そういった中で、しかるべき意見をいただきながら、整備計画の策定に向けて検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、整備計画については、できるだけ速やかに策定をして、それに基づく適切な整備を計画的にさせていただきたいというふうに思っております。

また、進め方としては、これからいろいろと意見を聞くタイミング等もございます。特に市町村の皆様方に対しては、日頃よりいろいろなお話を聞かせていただいているところでございますけれども、河川法の正式な手続としては、河川法の第16条の2の第5項というのがございまして、関係の県知事の意見聴取の際に、県知事が意見を述べようとするときにあらかじめ関係市町村の意見を聞くことというふうになってございますので、そういった中で、御意見を聞く際に、また両県に御協力させていただきたいというふうに思っております。

また、今後とも、関係県の皆様方とは、双方の場合、こういった検討の場なども含めまして、双方の状況を理解しながら検討内容について認識を深めていくこととしたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、治水対策についてのお話もございました。栃木県さんのほうから、過去の出水の状況等も少しお話ございましたけれども、これから現状と課題を含めまして整備対策の内容について検討していきたいというふうに思っておりますけれども、特に堤防整備だとか、そういった河道掘削等も含めて、治水対策の事業のメニューについては、上下流とかの本支川、あるいは左右岸のバランス等も含めつつ、そういった治水の安全度のバランスを見ながら、段階的にかつ着実に進めていきたいというふうに考えております。

引き続き、よろしくお願ひいたします。

特に、真岡市内の直轄管理区間についても同様に、そういった現状の状況、バランス等も見ながら、必要な対策について検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上でございますけれども、ほかにございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

それでは、最後に、本日はいろいろと貴重な御意見、御見解をいただきまして、ありが

とうございます。

また、さらに、もし御意見等ございましたら、改めまして書面でいただければ幸いです。
よろしく願いいたします。

それでは、以上、御用意しました議事については、全て終了いたしました。

これをもちまして、第3回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —